

令和8年度財政的援助団体等監査実施計画

1 監査目的

県から財政的援助を受けている団体等について、県からの財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されるとともに、その目的が達成されているか等を調査するため、地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施する。

また、その目的を達成するため、専門的な知見を有する監査専門委員を活用するものとする。

2 監査対象期間

原則として令和7年度を対象期間とし、必要に応じて年度を遡るものとする。

3 監査対象団体及び着眼点

(1) 監査対象団体及び主な着眼点

- ① 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）
 - ・出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。
 - ・会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
 - ・経営成績及び財政状況は、良好か。
- ② 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）
 - ・補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。
 - ・補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。
 - ・補助金等の目的が達成されているか。
- ③ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設管理団体」という。）
 - ・公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。
 - ・委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。
 - ・経営成績及び財政状況は、良好か。

(2) 共通する着眼点

出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。

4 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の12団体を選定し監査を実施する。

☆：実地による委員監査を実施

(1) 出資団体

- ① 出資比率1/2以上の団体…………… 1団体
☆ (株)やまなしフレキシビリティカンパニー

- ② 出資比率1/4以上1/2未満の団体…………… 2団体
(公財) 山梨総合研究所
(公財) やまなし産業支援機構

(2) 補助金等交付団体…………… 2団体

特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会

【山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金】

山梨県農畜産物販売強化対策協議会

【農産物ブランド力強化支援事業費補助金（B P 枠）】

【農産物ブランド力強化支援事業費補助金】

(3) 公の施設管理団体 …………… 7団体

やまなしダイバーシティ推進共同事業体

【やまなし地域づくり交流センター】

(福) 山梨ライトハウス【青い鳥老人ホーム】

(福) 山梨県障害者援護協会【あけぼの医療福祉センター成人寮】

山梨県職業能力開発協会【中小企業人材開発センター】

☆ (株) ヴァンフォーレススポーツクラブ【やまなしパラスポーツセンター】

☆ 芙蓉建設 (株)

【特定公共賃貸住宅】 【準特定優良賃貸住宅】 【県営住宅】

☆ 甲府ビルサービス (株) 【図書館】

5 監査実施項目

監査事項は次のとおりとする。

- (1) 当該財政的援助の目的及び条件にそった使途の適否
- (2) 当該財政的援助に係る事務事業の執行管理並びにその会計処理の適否
- (3) 当該財政的援助の受入、返還の適否
- (4) 財政的援助の受入のない公の施設管理団体に行わせている管理に係る出納その他の事務の執行の適否
- (5) その他必要と認める事項

6 監査実施方法

- (1) 監査は、監査資料の提出を求め、対象団体職員及び関係人の説明を聴取し、諸帳簿、伝票類その他の関係書類を調査する等により行う。
- (2) 監査委員の監査は、事務局職員による予備監査の結果に基づき、実地において実施する。
- (3) 予備監査は、原則として試査（抽出）により行う。

7 監査実施時期等

(1) 実施期間

令和8年9月から令和8年12月まで

(2) 実施日程

監査の円滑な実施を図るため、対象団体と調整を行い、別途「財政的援助団体等監査実施日程」を作成するものとする。

(3) 監査の日数

監査の日数は、財政的援助等の内容、班の編成等を考慮して決定する。

8 提出資料

(1) 監査資料の様式は別に定める。

(2) 監査資料の提出期日は、原則として、監査実施日の2週間前（土日祝日を含む。）までとする。

9 監査結果の取扱い

財政的援助団体等監査の結果、改善、是正等が必要と認められる事項については、次表のとおり区分する。

区 分	内 容
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が指摘事項及び指導事項に該当しないもので、改善を要すると認められるもの

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知の上、監査結果に対する措置状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。

併せて、所管部局等に監査結果を周知し、再発防止に向けた指導を要請する。